

協定締結による国民参加の森林づくりについて

〔平成 22 年 1 月 25 日付け 21 林国業第 143 号
林野庁長官より各森林管理局長あて〕

〔最終改正〕令和 5 年 12 月 26 日 5 林国経第 73 号

国有林野については、その多様で豊かな自然環境、森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用し、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、昨今の国民の要請に応えるため、フィールドの提供や必要な技術指導を行うなど国民による国有林野の積極的な利用を推進してきたところである。

しかしながら、最近では、企業の社会的責任（CSR）活動等新たな協定締結による国民参加の森林づくり活動が増加し、また、広範な区域について長期間の協定締結が希望されるなど国民のニーズも多様化・高度化している。

このため、協定締結による国民参加の森林づくりについて、現行の関係通知を統一化してその内容をより明確化し、新たなニーズに対応した森林づくりのメニューを創設するとともに、協定の締結に当たり公募を原則とするなど手続きの透明性をより高め、多様な森林整備や保全活動の要請に対応した国民参加の森林づくりを推進するものとする。

ついては、協定締結による国民参加の森林づくりについて、別添のとおり、「協定締結による国民参加の森林づくり実施要領」を定めたので、遺憾のないようにされたい。

なお、これに伴い、以下の通知を廃止する。

- 1 「ふれあいの森における自主的な森林整備活動の推進について」
(平成 11 年 6 月 8 日付け 11 林野業第 37 号林野庁長官通達)
- 2 「遊々の森の設定の促進について」
(平成 14 年 9 月 20 日付け 14 林国業第 127 号林野庁長官通達)
- 3 「木の文化を支える森づくり活動の推進について」
(平成 15 年 3 月 27 日付け 14 林国業第 270 号林野庁長官通達)
- 4 「国有林野内における民間団体等の多様な活動を推進するための協定について」
(平成 15 年 7 月 14 日付け 15 林国経第 8 号林野庁長官通達)

(別添)

協定締結による国民参加の森林づくり実施要領

第1 趣旨

国民参加の森林づくりについては、これまで長期間の契約によって樹木の所有権を有し造林を行ったり費用の一部を負担する 分収林制度に加え、森林における立木竹等についての所有権等の権利を有さないものの、森林づくりを行う意思等に応えるための各種協定により、推進してきたところである。

このような中で、最近では、企業の社会的責任（C S R）活動等新たな協定締結による国民参加の森林づくり活動が増加し、また、広範な区域について長期間の協定締結が希望されるなど国民のニーズも多様化・高度化している。

このため、協定締結による国民参加の森林づくりについて、新たなニーズに対応し、手続きの透明性をより高め、多様な森林整備や保全活動の要請に対応した国民参加の森林づくりを推進するものとする。

なお、本制度の運用にあたっては、国民共通の財産として国有林野の利用を図ることとし、特定の者の利益に資するものとならないよう留意するものとする。

第2 森林づくりの活動

協定締結による国民参加の森林づくりは、実施主体が森林管理署長等（森林管理局長（森林管理局が直轄で管理する区域に係るもの又は新規性が高く森林管理局において総合的な調整の下に進めることが適当と森林管理局長が認めるものに限る。）、森林管理署長及び森林管理署支署長をいう。）と協定を締結して国有林野において行う次に掲げる活動とする。

1 ふれあいの森

自主的な森林整備活動を目的とした植栽、保育、森林保護等の森林整備及びこれらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動。

2 社会貢献の森

企業の社会的責任（C S R）活動等を目的とした植栽、保育等の森林整備を自ら又は事業者に委託して行う活動。

3 木の文化を支える森

木の文化の継承を目的とした修理及び修復に大径長尺材等の樹材種を必要とする歴史的な木造建造物、特定の樹材種に依存している工芸品及び祭礼行事等の資材を確保するための森林整備・保全活動。

4 遊々の森

森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動。

5 多様な活動の森

森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール等であって、1から4までに分類できない活動。

6 モデルプロジェクトの森

それぞれの地域や森林の特色を活かした効果的な森林管理の実施を目的とした、地域住民や関係者との合意形成を図りながら、団体と森林管理署等が協働・連携して行う森林の整備・保全活動。

第3 対象区域の選定

森林管理署長等は、次に掲げる要件を満たす区域を協定締結による国民参加の森林づくりを行うことができる区域とし選定することができる。

- 1 具体的な活動内容に見合った区域であること。
- 2 原則として100ha以内であること。ただし、森林管理局長が特に必要と認める場合は100haを超えることができる。
- 3 国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号。以下「規程」という。）第4条の規定に基づき地域管理経営計画に定める国有林野の機能類型に応じた管理経営の指針との調整を図ることができる区域であること。
- 4 規程第12条第2項の規定に基づき国有林野施業実施計画において定める緑の回廊又はレクリエーションの森の区域内に設定する場合は、それぞれの管理経営の方針等と調整を図ることができる区域であること。
- 5 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第9条の規定に基づく分収造林、又は同法第17条の2の規定に基づく分収育林を除く区域であること。ただし、遊々の森については、分収造林若しくは、「国有林分収育林事業の実施について」（昭和59年10月4日付け59林野業二第88号林野庁長官通達）第5の1の規定に基づく限定公募による分収育林を含めることができる。
- 6 原則として、規程第12条第2項の規定に基づき国有林野施業実施計画に定める自然維持タイプを除く区域であること。ただし、多様な活動の森及びモデルプロジェクトの森については、保全すべき環境の維持・形成を図るために必要であり、当該区域の管理経営の方針等に基づいて実施する場合に限り、自然維持タイプを対象区域に含めることができる。
- 7 ふれあいの森にあっては、規程第5条第5項に基づき選定される森林の区域であること。
- 8 その他国有林野の管理経営上支障が生じるおそれのない区域であること。

第4 対象区域の掲載

森林管理局長は、第3により国民参加の森林づくりの対象予定区域を選定し、地域管理経営計画を樹立し若しくは変更しようとするときは、地域管理経営計画書及び国有林野施業実施計画書に対象区域の所要の内容を掲載するものとする。

第5 実施主体の要件

協定締結による森林づくり活動の実施主体は、次の要件を満たすものとする。

- 1 国民参加の森林づくり活動の適切な実施が可能と見込まれる地方公共団体、又は民間団体等の団体であること。
- 2 民間団体にあっては、次の条件を満たすものであること。
 - (1) 団体の目的、運営等に関する規約を有すること
 - (2) 団体の意思を決定し、自主的な森林整備活動等を執行する体制が確立していること
 - (3) 活動の目的が特定の者の利益に資するものとはならないこと
- 3 木の文化を支える森にあっては、原則として次に掲げる者から構成される協議会（これに類する組織を含む。）であること。
 - (1) 対象とする木の文化が継承される地域又はその継承に必要な資材を供給する地域の地方公共団体
 - (2) 対象とする木の文化の所有者、管理者又は継承者等の関係者

- (3) 森林整備、森林利用並びに森林及び林業の普及に関する活動を積極的に行う民間団体
- (4) その他木の文化を支える森づくりの趣旨に賛同する者

第6 実施主体の選定

1 選定の方法

- (1) 活動の実施主体の選定に当たっては、協定締結による国民参加の森林づくりの対象予定区域として地域管理経営計画書に掲載された国有林野を管轄する森林管理署長等が公募により募集するものとする。公募に当たっては、対象予定区域の森林の概要、活動に当たっての手続き、第7に示す協定の項目等を明記し、森林管理署等の掲示場及び、ホームページへ少なくとも30日間公示する。併せて、地方公共団体、緑化関係団体等の広報誌等に掲載すること等により、広く国民に対し周知するよう努めるものとする。なお、公募したにもかかわらず、応募がなかった場合には、再度公募するなどの取組を行うものとする。
- (2) 応募は、別紙1の「活動希望申請書」によるものとする。
- (3) 森林管理署長等は、申請書の記載内容等から適切と認める者を実施主体として選定するものとする。この場合、森林管理署長等は、必要に応じて、地方公共団体、緑化関係団体等の意見を聴くものとする。
- (4) 森林管理署長等は、次に掲げる者を実施主体として選定しないものとする。
 - ① 国有林野若しくはその産物の売払代金又は国有林野の貸付料若しくは使用料を滞納している者
 - ② 国有林野又はその産物に関する損害賠償金又は違約金の納付を完納していない者
 - ③ 従来経歴等から協定を誠実に遵守すると認められない者又は国有林野の管理及び処分に関して現に係争関係にある者、その他実施主体として適当でないと認められる者
- (5) 森林管理署長等は、実施主体を選定したときは、その結果を森林管理局長に報告するものとする。
- (6) 森林管理署長等は、実施主体を選定したときは、その結果を(2)の申請書を提出した者に通知するものとする。
- (7) 森林管理署長等は、実施主体の選定に当たって、活動希望者の応募状況により、対象予定区域、林況等を踏まえ、複数のブロックに区分すること、複数の者が連携協力のもと実施する区分とすることなど複数の者を実施主体として選定することができるものとする。

2 選定の方法の特例

- (1) 協定締結による国民参加の森林づくりの対象予定区域として地域管理経営計画書に掲載された区域以外で活動の希望があった場合は、次の条件を満たすときに限り、森林管理局長と調整の上で協定を締結できるものとする。
 - ① 希望する活動が第2の1から6までのいずれかに適合すること
 - ② 希望する活動の対象区域が第3に適合すること。また、面積が100haを超える場合は森林管理局長が特に必要と認める場合に限る
 - ③ 森林づくりを希望する者が第5の1から3までに適合すること
 - ④ ふれあいの森にあっては、次期の地域管理経営計画の樹立又は変更において、規程第5条第5項に基づき選定される森林の区域として確実に見込まれるこ

と

- (2) 森林管理署長等は、第6の1(4)の各号に掲げる者は実施主体として選定しないものとする。
- (3) 森林管理署長等は、実施主体の選定に当たっては、予め国民の意見を聴取するため、活動希望者の名称、対象予定区域の森林の概要、第7に示す協定項目等を明記し、掲示場及びホームページに30日間公示する。また、必要に応じて地方公共団体、緑化関係団体等の意見を聴くものとする。ただし、大規模災害跡地の復旧等国民の関心が高く、活動の希望が多数見込まれる場合にあっては、この意見聴取に代え、公募を行った上で実施主体の選定を行うこととし、第6の1(1)から(3)まで及び(5)から(7)までの方法とすることとする。この場合において、第6の1(1)に「協定締結による国民参加の森林づくりの対象予定区域として地域管理経営計画に掲載された国有林野を管轄する森林管理署長等」とあるのは、「協定締結による国民参加の森林づくりの対象予定区域として活動の希望が多数見込まれる国有林野を管轄する森林管理署長等」と読み替えるものとする。
- (4) 協定の項目等についての公示等において国民からの意見の申し立てがあった場合は、その意見を処理し、意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表するものとする。

3 再選定の方法

第6の1又は2に基づいて選定された実施主体により森林づくり活動が行われていた区域で、当該協定の有効期間の満了に当たって更新がされなかった場合又は森林管理署長等により協定が破棄若しくは解消された場合で、当該実施主体以外の者による活動の希望があり、次の条件を満たすときに限り、森林管理署長等は第6の2(2)から(4)までにより実施主体を選定することができる。

- (1) 希望する森林づくり活動が第2の1から6までのいずれかに適合し、かつ、原則としてこれまで当該区域で行われてきたものと一致すること
- (2) 森林づくりを希望する者が第5の1から3までの要件を満たすこと

第7 協定の締結

- 1 国民参加の森林づくりの対象となる森林における活動の実施に当たって、森林管理署長等は、実施主体との間において原則として次の事項を内容とする協定を締結するものとする。この場合の協定は、別紙2の協定書を標準として行うものとする。
 - (1) 協定の目的
 - (2) 国民参加の森林づくりの対象となる森林の名称、位置及び面積
 - (3) 全体活動計画書の提出
 - (4) 年間活動計画書の提出及び活動実績の報告
 - (5) 入林の際の連絡・調整
 - (6) 安全確保等の措置
 - (7) 経費の負担
 - (8) 立木竹等の所有権等の権利
 - (9) 施設の設置等
 - (10) 法令等の遵守
 - (11) 山火事防止等の措置

- (12) 損害賠償
- (13) 活動の円滑な実施への協力
- (14) 対象となる森林の適切な管理
- (15) 協定の破棄
- (16) 協定の有効期間
- (17) その他必要と認められる事項

2 名称の付与

実施主体は、協定の対象となる森林について、その所在する地域及び活動等の内容にふさわしい名称を付すことができるものとする。

3 協定の破棄等

(1) 協定の破棄

森林管理署長等は、次のいずれかに該当する場合は、協定を破棄することができるものとする。この場合、森林管理署長等は事前に通知するものとする。

- ① 活動等の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
- ② 森林管理署長等が、協定に基づいた森林づくり活動の実施見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと認める場合であって、実施主体から第7の3の(2)による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合
- ③ 協定の対象となる森林の全部又は一部を、国又は地方公共団体において、公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- ④ 国有林野の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- ⑤ 第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
- ⑥ 実施主体としてふさわしくない行為をしたことなどにより、実施主体として不適当であると認められる場合

(2) 協定の解消

実施主体は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式4の「協定解消の申請書」を森林管理署長等に提出するものとする。森林管理署長等は、実施主体からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

4 協定の有効期間

協定の有効期間は、次のいずれかに該当する場合を除き、該当する地域管理経営計画の計画期間以内とする。ただし、(1)の有効期間については、森林管理局長又は森林管理署長等が国有林野の管理経営上支障を及ぼさないと認める範囲内で、当該計画期間を超える期間、(2)については10年以内とする。

なお、有効期間の満了に当たっては、森林管理署長等と実施主体が協議の上、更新することができるものとする。

(1) モデルプロジェクトの森

- (2) 災害跡地の復旧等を目的とした植栽活動であって、成林が見込めるまでの間、同一の主体によって継続して活動を行う必要がある場合について、森林管理署長等が当該計画期間を超える期間とすることが活動の円滑な実施に必要であると認める場合

- 5 森林管理署長等は、協定の手続に当たっては以下の事項について適切に実施するものとする。
 - (1) 協定を締結したときは協定書の写しを森林管理局長に提出するとともに、協定の内容を森林管理署等の掲示場及びホームページに公表するものとする。
 - (2) 協定の更新を含め協定の内容を変更した場合には、変更内容及びその理由を記載した書面を、破棄又は解消した場合には、その理由を記載した書面を森林管理局長に提出するものとする。
 - (3) 期間満了により協定が終了した場合又は破棄若しくは解消した場合であつて、今後、当該区域において森林づくり活動を実施することが適当でないと認められる場合は、その理由も併せて記載した書面を森林管理局長に提出するものとする。
- 6 協定を締結した場合は、森林管理局長は、原則として、当年度の地域管理経営計画の樹立又は変更時において、地域管理経営計画書及び国有林野施業実施計画書に対象区域の所要の内容を掲載するものとする。

第8 活動の実施

- 1 森林管理署長等及び実施主体は、協定に基づき、相互の連携・協力のもと、適切な連絡調整を図りながら、森林づくり活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 2 森林管理署長等は、協定対象森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあつては、その法令等の規定を実施主体に遵守させることとする。また、協定対象森林がレクリエーションの森に設定されている場合にあつては、実施主体を当該レクリエーションの森管理経営の方針に従わせるとともに、公衆の利用との調整を図らせるものとする。
- 3 木の文化を支える森については、原則として協定期間の初期において、植樹又は更新補助作業を行うものとする。
- 4 モデルプロジェクトの森については、森林管理署等と実施主体を含めた関係者により活動計画や活動内容について検討・調整を行う協議会を設置することなどにより、森林管理署等と実施主体が協働・連携する体制を確保するものとする。
- 5 森林管理署長等は、協定に基づき協定締結のあった日から14日以内に、実施主体に全体活動計画書（別紙様式1）を提出させるものとする。
- 6 森林管理署長等は、協定に基づき毎年3月末までに、実施主体に次年度の年間活動計画書（別紙様式2）を提出させるものとする。なお、初年度にあつては活動を実施する前までに提出させるものとする。
- 7 森林管理署長等は、協定に基づき毎年3月末までに、実施主体に当年度の年間活動実績報告書（別紙様式3）を提出させるものとする。また、提出を受けた森林管理署長等は、森林管理局長へ報告するものとする。
- 8 森林管理署長等は、森林づくり活動の実施に当たり、責任者を配置させるなど、実施主体の責任において参加者の安全を確保させるものとする。
- 9 森林づくり活動の実施に要する経費は、実施主体が負担するものとする。ただし、モデルプロジェクトの森については、この限りではない。

第9 施設の設置等

森林管理署長等は、森林づくり活動において必要な資材・道具置場等の施設については、仮設工作物等簡易なものであつて、土地の形質変更が軽微なものについて、その設置を認めることができるものとする。なお、実施主体が当該施設等を設置する場合は、

あらかじめ施設の設置計画書等を提出させ設置場所、設置時期等について調整を図るものとする。

第10 立木竹等の所有権等の権利

実施主体は、森林づくり活動の協定締結期間であっても、協定の対象森林における立木竹等についての所有権及び植栽、保育、保全活動等の作業により生ずる全ての権利を有しないものとする。ただし、遊々の森に分収林が含まれる場合にあっては、当該分収林の契約者が有する権利は、分収林契約に基づく権利の範囲内とする。

第11 森林づくり活動の円滑な実施への協力

森林管理署長等は、森林づくり活動等が円滑に実施されるよう、以下に掲げる事項について、実施主体に協力するよう努めるものとする。

- 1 活動の開始に当たっての現地案内及び説明
- 2 活動計画の策定に当たっての助言
- 3 活動に関する情報の提供
- 4 活動実施に当たっての技術指導等
- 5 その他必要な情報提供

第12 協定の対象森林の適切な管理

森林管理署長等は、協定の対象森林が国民参加の森林であることを考慮し、管理経営の指針等に基づき適切な管理を行うものとする。

第13 情報の提供及び普及啓発

森林管理署長等は、地方公共団体、緑化関係団体等との連携を図りながら、国民参加の森林づくりに関する情報を積極的に発信し、広く国民が国有林野における森林づくり活動へ参加するよう働きかけるとともに、併せてこれらを通じた森林・林業への国民の理解の増進を図るものとする。

附則

本要領の施行前に次に掲げる通知に基づき締結された協定については、それぞれに掲げる森林づくり活動に関する協定として、本要領に基づいて締結されたものとみなす。

- 1 「ふれあいの森における自主的な森林整備活動の推進について」（平成11年6月8日付け11林野業第37号林野庁長官通達） 本要領第2の1「ふれあいの森」
- 2 「木の文化を支える森づくり活動の推進について」（平成15年3月27日付け14林国業第270号林野庁長官通達） 本要領第2の3「木の文化を支える森」
- 3 「遊々の森の設定の促進について」（平成14年9月20日付け14林国業第127号林野庁長官通達） 本要領第2の4「遊々の森」
- 4 「国有林野内における民間団体等の多様な活動を推進するための協定について」（平成15年7月14日付け15林国経第8号林野庁長官通達） 協定に基づく活動内容に応じて、本要領第2の1～6のいずれかの活動

附則（平成28年2月17日付け27林国経第70号）

- 1 この改正は、平成28年2月22日から施行する。

2 本要領の施行前に締結又は更新された協定については、第6の3及び第7の3から5に関する事項を除き、なお従前の例による。

(別紙1) 活動希望申請書

年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

申請者 住所
氏名

「〇〇〇〇〇森」における活動希望申請書

〇〇森林管理署管内の「〇〇〇〇〇森」において、下記により森林づくり活動を実施したいので申請いたします。

なお、活動は、申請者の指揮・監督の下において行うものとし、活動参加者の事故等については、申請者において一切の責任を負うことを確約致します。

記

1 実施主体 (申請者)

団体名	(団体の規約を添付すること)
代表者名	
所在及び連絡先	〈住所〉 〈電話・FAX〉

2 森林づくり活動の構想

活動の目標	
実施面積	
活動の内容及びスケジュール	

3 森林づくり活動の進め方

交通手段	
活動実施体制	
安全管理体制	

4 森林づくり活動等の実績

5 その他

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署等で記入。

(別紙2) 国民参加の森林づくり活動に関する協定書 (標準例)

〇〇〇〇〇の森における〇〇〇〇〇活動に関する協定書

〇〇森林管理署長 (以下「甲」という。) と〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、〇〇〇〇〇の森における〇〇〇〇〇活動に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1 (協定の目的)

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく〇〇〇〇〇森における〇〇〇等の活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2 (〇〇〇〇〇森の名称、位置及び面積)

甲は、〇〇森林管理署〇〇国有林〇〇林小班の〇〇h aを〇〇〇〇〇の森として乙に活動させるものとする。

なお、〇〇〇〇〇の森の名称は、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」とする。

第3 (全体活動計画書の提出)

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

第4 (年間活動計画書の提出)

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあつては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5 (活動実績の報告)

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第6 (活動の実施)

- 1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあつては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第7 (入林の際の連絡・調整)

乙は、入林する場合にあつては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面 (FAXによる場合を含む。) 等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第8（安全確保等の措置）

- 1 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

第9（経費の負担）

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第10（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第11（施設の設置等）

- 1 乙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであつて、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

第12（法令等の遵守）

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第13（山火事防止等の措置）

- 1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第14（損害賠償）

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第15（活動の円滑な実施への協力）

甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

第16 (〇〇〇〇〇森の適切な管理)

甲は、〇〇〇〇〇森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第17 (協定の破棄等)

- 1 甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は乙に事前に通知するものとする。
 - (1) 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
 - (2) 協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙から甲に対し別紙様式4による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合
 - (3) 〇〇〇〇〇森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要性が生じた場合
 - (4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
 - (5) 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
 - (6) 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合
- 2 乙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。甲は乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

第18 (協定の有効期間)

- 1 この協定は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第19 (その他必要と認められる事項)

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 〇〇 森林管理署長 印

(乙) 〇〇〇〇〇 代表 住所 氏名 印

(別紙様式1)「〇〇〇〇〇の森」における全体活動計画書

年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

協定者 (代表者)
住所
氏名

「〇〇〇〇〇の森」における全体活動計画書

1 「〇〇〇〇〇の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール

活動の内容	1年次 〇年	2年次 〇年	3年次 〇年	4年次 〇年	5年次 〇年	合計
合 計						

(注)・活動内容については、頻度 (回数) 等について記述する。
・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

3 その他

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式2)「〇〇〇〇〇の森」における年間活動計画書

年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住所

氏名

年度「〇〇〇〇〇の森」における活動計画書

1 「〇〇〇〇〇の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 年度活動計画

活 動 内 容	活 動 時 期				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考：活動項目の例：植樹、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式3)「〇〇〇〇〇の森」における年間活動実績報告書

年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

協定者 (代表者)
住所
氏名

年度「〇〇〇〇〇の森」における活動実績報告書

1 「〇〇〇〇〇の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 年度活動実績

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内 訳)	活動内容 (数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載して下さい。
内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、
等により区分して下さい。
本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告して下さい。

3 その他

(別紙様式4)「〇〇〇〇〇の森」の協定解消の申請書

年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住所

氏名

1 協定の森の名称・位置・面積・協定の有効期間

2 これまでの活動経緯・現状

3 協定解消を求める事由

4 施設等の有無

(1) 撤去必要な施設等の有無

有・無

(2) (1) で「有」とした場合の、施設種類・施設数

(3) (1) で「有」とした場合の、施設撤去予定期日

年 月 日

名称	位置	面積	協定の有効期間
	国有林 林班 小班	ha	年 月 日 ～ 年 月 日
	国有林 林班 小班	ha	年 月 日 ～ 年 月 日